

松江市ガス局 一般ガス小売供給約款 新旧対照表

現 行 約 款	変 更 後	摘 要
<p>一般ガス小売供給約款</p> <p>(単位料金の調整)</p> <p>第23条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により第5条第1項の各号に掲げるガスの契約の種別ごとに、別途定める料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、第3項のとおりとする。</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>(備考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てる。</p> <p>2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">66,180円</p> <p>(2) 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3項に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四</p>	<p>一般ガス小売供給約款</p> <p>(単位料金の調整)</p> <p>第23条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により第5条第1項の各号に掲げるガスの契約の種別ごとに、別途定める料金表の各基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、第3項のとおりとする。</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>(備考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てる。</p> <p>2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">66,180円</p> <p>(2) 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3項に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四</p>	

現 行 約 款	変 更 後	摘 要
<p>捨五入し、10円単位とする。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とする。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とする。<u>ただし、その金額が105,888円以上となった場合は、105,888円とする。</u>この場合において、数量及び価額とは、財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく数量及び価額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、平成29年4月1日から実施する。</p> <p>(この小売約款の揭示)</p> <p>2. 本市は、この小売約款を本市の揭示場のほか、本市ホームページにおいて揭示する。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及び実施の期日を周知する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和元年10月1日から実施する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. この小売約款の規定にかかわらず、この小売約款の実施の期日(以下「実施日」という。)前から継続して供給しているガスの使用で、料金算定期間の初日が実施日前に属し、かつ、当該料金算定期間の末日が実施日から令和元年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金については、なお従前の例により徴収する。</p>	<p>捨五入し、10円単位とする。)及びトン当たりLPG(プロパン)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とする。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とする。この場合において、数量及び価額とは、財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく数量及び価額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、平成29年4月1日から実施する。</p> <p>(この小売約款の揭示)</p> <p>2. 本市は、この小売約款を本市の揭示場のほか、本市ホームページにおいて揭示する。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及び実施の期日を周知する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和元年10月1日から実施する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. この小売約款の規定にかかわらず、この小売約款の実施の期日(以下「実施日」という。)前から継続して供給しているガスの使用で、料金算定期間の初日が実施日前に属し、かつ、当該料金算定期間の末日が実施日から令和元年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金については、なお従前の例により徴収する。</p>	<p style="text-align: center;">平均原料価格の上限 額削除</p>

現 行 約 款	変 更 後	摘 要
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和4年2月1日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和4年2月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(実施の期日)</u></p> <p>1. <u>この小売約款は、令和4年11月1日から実施する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2. <u>この小売約款の規定にかかわらず、令和4年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>平均原料価格の上限額廃止に伴う経過措置の記載</p>

以 上